

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第3回枚方市支援教育充実審議会
開 催 日 時	令和5年11月9日（木） 15時から17時まで
開 催 場 所	輝きプラザきらら たまゆらイベントホール（7階）
出 席 者	<p>会長 相澤 雅文（京都教育大学）</p> <p>委員 武田 正道（枚方市立小学校長会）</p> <p>委員 内田 順子（枚方市立小学校支援教育コーディネーター）</p> <p>委員 牧村 剛（枚方市PTA協議会）</p> <p>委員 小出 伶奈（枚方市立小学校保護者）</p> <p>委員 椛山 佐由里（枚方市立中学校長会）</p> <p>委員 奥出 久実（大阪心理カウンセリングセンター）</p> <p>委員 井村 恵美（市民）</p>
オンライン出席者	<p>副会長 山下 敦子（神戸常盤大学）</p> <p>委員 渡邊 かおり（大阪弁護士会 萩の木法律事務所）</p> <p>委員 東野 恵子（枚方市立中学校支援教育コーディネーター）</p> <p>委員 廣井 理恵（枚方市立中学校保護者）</p>
欠 席 者	<p>委員 小寺 鐵也（種智院大学）</p> <p>委員 柏木 充（市立ひらかた病院）</p> <p>委員 野口 晃菜（一般社団法人UNIVA）</p>
案 件 名	<p>（1）これまでの枚方市の支援教育について</p> <p>（2）支援学級在籍まで、及びアセスメントの流れについて （就学相談の在り方・学級編制・途中入級の状況）</p> <p>（3）その他</p>
提出された資料等の名	<p>資料1 これまでの枚方市の支援教育が大切にしてきた 「ともに学び、ともに育つ」について</p> <p>資料2 就学相談について（令和5年度版）</p>
決 定 事 項	公開
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	8人
所管部署 (事務局)	学校教育部 児童生徒支援課

審 議 内 容
<p>〈開会〉</p> <p>(会長) 定刻となりましたので枚方市支援教育充実審議会を始めてさせていただきます。本日は何かとお忙しい中、本会議へのご出席、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局から本日の委員の出席状況と傍聴者について報告をお願い致します。</p> <p>(事務局)</p> <p>本日の委員の出席状況ですが、委員 15 名中 11 名（オンラインでの追加参加 1 名除く）の出席を頂いており、委員の過半数に達しておりますので、附属機関条例第 5 条第 2 項に基づき本会議は成立していることを報告致します。</p> <p>(会長)</p> <p>ありがとうございました。今回は小学校、中学校への学校訪問を踏まえて 4 つの観点でグループ協議をして頂きました。</p> <p>1 つ目は自立活動の在り方について、2 つ目は支援教育での学習内容の在り方について、3 つ目は小学校、中学校校種間の差について、4 つ目は個のニーズに応じた支援教育の在り方についてでした。</p> <p>観点が多かったこともあって、議論を深めていただいた観点もございましたけれども十分に議論を深める事が難しかった観点もあったように思います。</p> <p>また、交流後の意見集約については時間的な制約もございましたので、これからはグループ協議を行う際には、時間の配分も検討して参りたいと考えております。</p> <p>さて、前回の議論の中で、そもそも障害者の自立についての理解ができているのでしょうかと言ったようなご意見をいただきました。本会議の議論内容の根本的なところになるのでございます。審議会の中でも共通理解をしたいというようなことが話されておりました。</p> <p>また、小出委員から枚方市の支援教育が大事にしてきたことや、令和 4 年度の経緯を審議委員の皆様との共通理解を図りながら進めていきたいといったような申し出があり、そういったご意見については枚方の支援教育を議論する上で、全ての委員が共通理解をしながら進めることが、私自身の大切なことだと思っております。</p> <p>また、障害者の自立に向けた共通理解と児童生徒のアセスメントとともに議論することで、支援教育の総括と障害者の自立につながる取り組みの理解が深まるといったように考えております。</p> <p>皆様、いかがでしょうか。</p> <p>〈異議なし〉</p>

ありがとうございます。なお、今後の議論につきましても、まずは枚方市の支援教育の総括を行い、その上で、第1回審議会で出た論点のたたき台をベースとして、それぞれのテーマについて議論を進めていこうと考えております。

案件の前に確認させていただきたいことが2点ございます。

1つ目は、様々な専門家の方で構成されているこの審議会でございますので、可能な限り専門的なご意見を伺いたいという風に考えております。委員の方々が審議会の当日、ご欠席なされる場合や短時間の参加になってしまう場合、これも致し方ないことではございますけれども、予め分かっている場合には、毎回の審議のテーマについてご意見を伺いまして、議論の参考とさせていただきたいと思っております。無理のない程度で結構ですけれども、事前に事務局のほうに、皆さんの専門的な立場からの視点・知見等を送っていただくと非常にありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目でございます。2点目はアンケート等の実施ということでございます。議論の内容によっては、保護者・教員・児童生徒等の意見が大変必要になる可能性があるのではないかとこの風に思います。本会議は、枚方市の支援教育の充実という大きな目的があることを踏まえ、広く意見を取り入れ、丁寧に進め、専門家等の意見も合わせた形で審議を進めていくことというのが非常に大切であるというふうに思いますので、そういった場合がございましたら必要に応じて対象者を設定し、その上でアンケート等を実施することもこの審議会の役割と考えております。

こちらの2点について皆様のご理解を得たいと思っておりますけれども如何でしょうか。

《異議なし》

ありがとうございます。

それでは、案件1、これまでの枚方市の支援教育が大切にしてきた、ともに学び、ともに育つについて、事務局にまとめていただきました。非常に熱い枚方の歴史と思いが込められた資料でございますので、私もまだ十分に目を通してはいないですが、大きなテーマではございますが、観点を絞ってまとめていただいております。ありがとうございます。こちらの資料については、事務局の方からご説明いただいた後に、質問、ご意見等がございましたら、お願いしたいと考えております。それでは、事務局、お願いいたします。

(事務局) 配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料につきましては、資料1 これまでの枚方市の支援教育が大切にしてきた、ともに学び、ともに育つについて、資料2 枚方市の就学相談でございます。

また、小出委員より令和4年度の経緯をご用意していただきました。それに伴い、参考資料として1から8をご用意しております。資料の過不足等はございますでしょうか。

では、資料1をご覧ください。次ページをご覧ください。こちらは、大阪府教育委員会が作成しております、「ともに学び、ともに育つ」でございます。大阪府においては、平成24年度末に策定の大阪府教育振興基本計画において、すべての子どもの学びの支援を教育振興の目標の1つ、さらに障害のある子ども1人1人の自立の支援を基本方針の1つに挙げ、ともに学び、ともに育つ教育のさらなる推進のために取り組もうとしています。

次ページをご覧ください。こちらは、枚方市における枚方市教育振興基本計画を策定しております。

次のページをご覧ください。本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として位置づけております。ともに学び、ともに育つ教育の充実を基本方策の1つに挙げ、障害のある子どもをはじめ、すべての子ども達が学校、地域社会の中で積極的に交流活動し、ともに学び、ともに育つ教育を推進すること。また、支援教育を進めるにあた

っては1人1人の自立に向けた効果的な指導、支援の充実について、障害のある子どもと障害のない子どもが交流や共同学習を通じ、ともに学び互いを理解する教育を一層充実させるとともに、通常の学級においてユニバーサルデザインによる授業作りに取り組むこととしています。

次のページをご覧ください。枚方市においては、昭和49年度より、通級指導教室の前身となる難聴学級が設置されておりました。設置当時は難聴学級をセンター方式での設置でしたが、昭和51年度には新たに言語障害学級を設置し、現在のきこえの教室、ことばの教室の前身となりました。平成2年度には難聴学級と言語障害学級による通級及び巡回指導の制度を確立するよう大阪府を通じて国へ要望し、平成5年度には通級による指導が法制化されました。このように、枚方市では国による通級指導法制、法制度化よりずっと以前から原学級保障を実現する通級方式に力を入れてきた歴史がございます。

次のページをご覧ください。こちらについては、昭和59年度難聴学級の時間割でございます。午前中には自校の支援学級在籍児童への指導、入り込み指導や、午後からは他校児童への通級指導を実施している旨が記載されております。参考とし、お知りおき下さい。

次のページをご覧ください。続いて、学級編制についてです。こちらは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律です。1学級の児童又は生徒の数については、これまで40人の学級編制でしたが法律の一部改正が行われ、令和3年4月より小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を35人に引き下げられました。

次のページをご覧ください。こちらが令和3年度、4年度、5年度と段階的に進んでいるという資料でございます。現在、令和5年度については、国の制度と枚方市の制度が並んでいる状態になります。

次のページをご覧ください。

国の制度以前より、枚方市は枚方市少人数学級編制事業として、平成24年度から第1学年から第3学年までを対象に実施、平成27年度から、対象学年を第4学年までとし、支援学級在籍児童を含んで1学級35人以下とする市独自の少人数学級編制を実施してまいりました。平成30年には、第5、6学年においても、支援学級在籍児童を含んで1学級40人以下とする少人数学級編制を実施しています。

なお、それに伴って学級数が増える学校には、市費負担教員、任期付講師を配置しています。

次のページをご覧ください。

枚方市は、通常の学級と支援学級を在籍によって分けることなく、通常の学級にも名簿記載するとともに、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが交流や共同学習を通じ、ともに学び、ともに育つ教育に努めています。枚方市少人数学級編制事業により、保護者からは、35人学級を実現できることで、1人1人の児童に対するきめ細やかな対応や、支援学級在籍児童についても、通常の学級にも在籍していると認識されることで、教員も子どもたちにとっても仲間意識を育んでもらえるという声もあります。

次のページをご覧ください。

こういった思いや願いを実現するための枚方市少人数学級編制事業として捉えられているため、事業の廃止や見直しといった意見は受け入れがたいという声も昨年度ございました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。続いて、令和4年度の枚方市の経緯について小出委員よりご説明

をいただけるということでございますので、宜しくお願いいたします。

(小出委員)

簡単に、枚方市で昨年どんな状況だったのかを、保護者視点になりますが、沿革を中心に、参考資料と少し合わせながらお話しさせていただきたいと思います。こちらの沿革をご覧ください。

令和4年4月27日、文部科学省通知が出ました。それを受けて、

次、5月枚方市教育委員会より保護者向けに「今後の支援教育について」のお知らせが配付されました。保護者に内容を説明できないからと、配付されなかった学校もあったそうです。

資料2の「枚方市の支援教育～「支援学級」及び「通級指導教室」について～」の、右の日付が令和4年(2022年)5月となっているものをご覧ください。このお手紙のポイントは太字になっているところだと思いますが、左側の【支援学級】の枠の1番下、【時数】のところ「週の授業時数の半分以上(1日2～3時間以上)」と書かれています。右側の【通級指導教室】の【時数】のところは「週に1時間から8時間」と書かれています。枚方市では、その子や学校によって時数や内容が違っていたので、このお知らせだけではどうなるのか分からず、教育委員会や学校に問い合わせが殺到しました。しかし、当時の教育委員会からの回答は「このお知らせの内容をすることは決まっているが、詳細はこれから決めていきます」というものでした。

沿革の6月に戻りまして、市民請願が出される→取り下げられる、です。この請願の内容としては、「今後の支援教育」について教育委員会が保護者説明会を実施することや、必要な小中学校に通級を設置することなどがありました。実施できると市教委からの返答があり、請願は取り下げたそうです。

6月、枚方市教育委員会より保護者向けに「今後の支援教育について(6月版)」が配付。参考資料3-1「枚方市の支援教育～「支援学級」及び「通級指導教室」について」をご覧ください。5月のお手紙の太字のところより明確に記載されているのと、通級指導教室のところは、※次年度、全小中学校に通級指導教室を設置予定と変更になっています。このとき、枚方市内には63校の小中学校があり、通級は13教室だったので50教室増やす予定になりました。

参考資料3-2、～今後の枚方市の支援教育について～。こちらは、動画で主に変更点や通級の中身の説明でした。

沿革の6月に戻りまして、「枚方市議会一般質問にて取り上げられる」。文科省通知で5月に配付せられた支援教育の件で、5人の議員さんが一般質問されていました。答弁の中で、文科省から出向の尾川教育長が文科省時代、作成に関わった通知の内容である、だから大阪府下でも先駆けて案内できたこと、5月の配付資料が説明不十分であったことのお詫びなどがありました。

沿革の、6月28日、7月2日、保護者向け説明会開催。ラポール枚方の大きい会場で2回行われました。

参考資料4-1ですが、これは、説明会の事前アンケートで、質問がある方がその中で入力し、説明会当日、QRコードでこの資料を読み取って回答が読めるようになっていて、後日ネットにもアップされていました。

参考資料4-2は、説明会の1日目当日、市教委からの説明資料です。

参考資料4-3は、説明会2日目の質疑応答の文字起こし資料です。以前はこちらもホームページにあがっていました。

沿革の戻っていただいて、続きでカッコの中、6月末から一学期末懇談までに来年度の学びの場の選択を迫られる。説明会でも何時間にも渡って教育委員会の方から丁寧に回答していただきましたが、ほんとに通級が全校に設置できるのか、支援員さんを全部の学校に雇うことができるのか、通級に移動して今までと同じ支援が受けられるのか、心配や不安で学びの場を選べない保護者がたくさんいました。

この状況を踏まえ、沿革の資料、7月～8月初旬市議会各党会派から要望書の提出。枚方市の全会派等から、撤回を含めて検討することや、拙速に実施しないこと、ダブルカウントを廃止しないこと、保護者から一定の理解を得た上で段階的に実施すること、などが書かれた要望書が、市長と教育長に出されました。

それらを受け、沿革の資料の、8月23日、26日、教育委員会協議会、「2年間の移行期間」を示す。ここで、通級の先生や支援員さんの予定人数が示されたり、インクルーシブ教育システムと市教委目線の枚方市の現状が示されたりしていました。時間数で分けることや、通級指導教室を設置するためにダブルカウントをなくすなどの意向に保護者は納得できず、沿革の資料、9月2回目の市民請願が出される。この請願の中には審議会設置も含まれていました。教育委員会の方から、内容を受け入れるとのことで、この請願も取り下げられました。

9月12日、14日、臨時の教育委員協議会、教育子育て委員協議会にて「一旦立ち止まって考える」と発表。資料6になりますが、1ページ目の途中、「これまで、本市が大切にしてきた「ともに学び、ともに育つ」という理念はそのままに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供するための仕組みを整備する」ことを目的とした方針のもと、取り組んでまいります。という内容が書かれてありました。

沿革に戻ります。9月枚方市議会一般質問にて取り上げられる。5人の議員さんがこの支援教育について質問されました。9月の「大阪府議会の一般質問に取り上げられる」。日付は10月6日でした。

10月頃 保護者説明会(4地域エリア別+全体説明会2回)。参考資料7と8の説明が、保護者への説明内容としては最新のものになっています。

12月 枚方市議会、大阪府議会の一般質問に取り上げられる。枚方市議会では4人の議員さんからこの件の質問がありました、府議会の方では、12月13日に一般質問がありました。

2月 枚方市支援教育充実審議会の予算など。教育子育て委員協議会にて、お話がありました。

3月審議会のことが枚方市議会一般質問でも取り上げられる。と記載がありますが、このとき一般質問はなく、定例月議会当初予算質疑でした。失礼いたしました。予算質疑では、3人の議員さんが支援教育のことを話されました。

沿革については以上です。この1年の説明会や市議会の答弁を踏まえて、質問したいことがあるんですけど、いいですか。

(会長) どなたに対するご質問でしょうか。

(小出委員) 市教委が答えていただければとは思いますが。

(会長) ご質問をいただいてから、最後に伺えたらと思います。まず、事務局、それから小出委員からご説明いただきましたが、膨大な資料ですので、私自身もまだ読み込めていないというような、状況ございますが、その中で、令和4年度の経緯も踏まえて、枚方市の支援教育が大切にしてきた、「ともに学び、ともに育つ」ということについて、皆

様からご意見を伺いながら総括をしていきたいというように考えております。何かご意見やご質問がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、まず、あの、口火を切っていただきたいと思うのは、教育現場におられる立場として、「ともに学び、ともに育つ」というような教育について、現在の状況であるとかご意見等についてお伺いしたいと思います。武田委員、いかがでしょうか。

(武田委員)「ともに学び、ともに育つ」というのは、発達段階の中でも非常に重要な、1年生から6年生までのこの時期の中で、多様な経験が必要だというような観点から考えると、いろんな障害のあるお子さんと一緒に生活をするという機会は、これから大人になっていく中で他者理解の力というのを深く育む大きな機会になると思うんですね。それが、大人になった時に、インクルーシブな社会を作っていく子どもたちが大人になっていくにあたって、「ともに学び、ともに育つ」という理念というのはすごく大切なもので、枚方市として大切にしてきた流れがあります。それを継続していくというのは、とても大事なことだと思っています。実際に、色々な経験をする中で、子どもたちはたくさん気づきがありますので、その気づきを大切にするような指導というのは、先生方も意識して取り組んでいます。発達段階の1年生から6年生の中で、様々な体験をともに重ねながら生活をしていく、学校生活を送っていくことによって様々な気づきがあって、それが将来、大人になってからの生活等にも、インクルーシブな社会を作っていくということにとっても役立つのではないかということです。全体的な視点で今話しましたが、障害のあるお子さんの立場になっても、いろんな状況を理解してもらうということは、その子が地域で育っていく中においてとても大事なことだと思います。

(奥出委員) 根本的なところを質問させていただきたいんですけども、今まで、校長先生もそうだし、障害のある子どもは、障害のない子どもは、というその線引きをどこにされているのかというのを共通の理解であるかどうかということです。教育委員会の方からの報告も、障害のある子どもと障害のない子どもという表現が出ていましたけれども、果たしてその線引きをどこにイメージして話を聞けばいいのかなと思いました。その診断名がついている、ついていない、なのか。先生方の思いと教育委員会、保護者の立場からお話いただきましたけれども、皆さんにも障害のある子ども、障害のない子ども、その概念があって、「ともに学び、ともに育つ」という議論が成り立つと思いますがいかがでしょうか。

(武田委員) 障害のあるなしというよりも、私はすべて個性だと思っています。ですから、特性という視点で見ていく必要があると思います。障害というのは、環境によって生み出されるものであって、例えば発達に特性のあるお子さんの場合はコミュニケーションの得意なこと苦手なことがあったりとかというのが障害の現象で出てくるんですけども、それは周りが理解することと、自分自身が自分の特性について理解していく中で、どのようにすればこの社会の中で一緒にうまく、幸せに向かって生きていけるかということを追求できると思うんですね。ですので、線引きというのは非常に難しいと思いますし、線引くというのは、環境が線引く形になっちゃうのかなと受け止めています。例えば、私も眼鏡を外せばほとんど見えにくいですが、眼鏡という道具があるので、スムーズにコミュニケーションできていると思うんです。テクノロジーの進化とか、社会の変化によって、障害のあるなしという、いわゆる物差しのものっていうのは、社会全体の通念として、変わってくると思います。先ほどご質問なさったように、共通理解はしっかりしていかないといけないと思います。例えば、発達に特性のある場合もスペクトラムになっていて、性格みたいなところから特性の強い形で現れるような概念がありますけれども、いろんな状況の中

で、どのような支援ができる、もしくはできない支援があるので、支援が必要であるという風な視点で障害を捉えないといけないのかなとは思ったりしています。例えば学校現場だったり、学校の仕組みや制度とか、そういったものの中で、集団で指導していますので、こういう支援ができるねというようなものが出てくると思いますが、それは、障害があるなしというような概念で、支援が必要か必要でないというか、どの程度支援が必要なのかという部分なのかなと思います。線引きから発生するものではないかなとおもいます。

(会長) ありがとうございます。スペクトラムの連続性の中であって、その中で、私自身もいろんなこう、でこぼこがあったりするわけですがけれども、支援を受けなければいけない、助けていただく必要がある場合があるといったようなところでよろしいですか。

(奥出) いやいや、私が言いたいのは、障害がある子ども、ない子どもという言葉を使ってらっしゃるので、その共通理解をどこかにしとかなないと各々の理解が違うので。教育委員会が資料として使っている文にも書かれています。今、校長先生が話の中で、障害がある子どもとない子どもという言葉が使われて、それがどんな概念なのかということをご説明いただいて、それが皆の共通理解であるのかという問題です。校長先生のお話については私も共感いたしますけれども、その言葉を使うことや、資料として使うことがどうなのかという、根本的な課題です。言葉が発信されますと、保護者の方だったり子どもさんであったり、その発信先での理解になっていくので、せめてこの場だけでも共通理解があったほうが良い。私は、障害がある子ども、障害がない子どもという表現に、私自身すごく違和感をも持ましたので、果たしてどこに線引きを持って話を進めていくのだろうかという、そこをなんか共通理解にしたいなと思って。

(武田委員) 障害がない子どもとは言っていないで。誰もがやっぱり特性もあるし性格もあるから、それは気を遣ってさっきお話しさせてもらったと思うんですけど。障害があるという言葉は使いました。それは、ご理解いただきたい。

(奥出委員) 先生にお伝えしているのではなく、障害のある子どもとない子どもをともに育つというこの概念について、皆さんとしっかり共通理解をしていきたいということ。私は、冒頭で障害がある子どもとない子どもという表現に則った話で、そこをどう理解すればいいのかなと思いつつ話を聞いておりましたので、そこを付け加える方がいいのか、表現を変える方がいいのかという、そういう提案です。

(会長) ありがとうございます。障害のあるなしということではなくて、まあ私どもなんか使うのは、特別な教育的ニーズであったりとか、教育をみんなと一緒に進めていく上で、特別なニーズがあって、それにどう対応すればいいのかというようなことで使ったりするということがあります。それぞれのニーズの大きさというのはそれぞれ違っていたりするわけですが、いわゆる障害があるかないかではなくて、その子がその子らしく学校生活を送ってく上で、何かしら必要な特別なニーズがあって、そこへ対応していくためにはどうしたらいいのかというような視点というふうに捉えていってもいいのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

(奥出委員) はい。もちろんそれでいいんですけど、そうすると、文言を少し変えていく必要があるのではないかということをお願いしたいわけですが。あるないという線引きが必要になってくるので。

(会長) そうですね。ICF (国際生活機能分類) というのが 2001 年に出されましたけれども、その中では、環境によっても変わってくるというようなことが言われています。その人の特性だけではなくて、環境が変われば様々なことができるようになったりという風な、いわゆる合理的な配慮といったようなものも日本で行われるようになってきたという



ような経緯があるかなと思いますので、その辺の検討はどこまで行えばいいのかということにもなるんですけれども。

(武田委員) 基本方策4にも障害のあるなしと書いてありますからね。

(奥出委員) そうです。一般的に使ってらっしゃるので、そうすると、あるのかないのかとなってしまいます。

(武田委員) ここでいう障害があること、ないっていうのはこういう意味ですよみたいな補足があったらいいですね。

(会長) ともに学び、ともに育つということはどういうことになるのかっていう風なことにも繋がってしまうのかなと思うんですけれども、みんなが一緒にとというような形の理解なのかという風に私は思いますけど、その点についてもご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。小出委員お願いいたします。

(小出委員) 「ともに学びともに育つ」の資料を入れてくださっていると思うんですけど、「障害のある子どもをはじめ、外国にルーツのある子ども」という感じで、全ての子どもたちという枠組みだと思います。私は、子どもの障害を学校の方とか他の生徒に伝えるとなった時に、「障害児です」という言い方ではなくて、「この子はみんなよりゆっくり成長するから、みんなお手本になってあげてね」と先生にも言ってもらっている。みんなよりゆっくりしかできないけど、ちょっとずつできることを増やすために頑張っているからという形で、障害があるなしでは説明していません。ただ、去年の5月と6月の手紙に、ここにはないかもしれないんですが、障害種別のものが配られて、この障害があるならこっち、この障害があるならあの支援学級、この障害なら通級指導教室という風に、初めて明確に分けられたというのが去年初めて枚方市であって、ともに学びともに育つは、全ての子どもが一緒に過ごすイメージで、インクルーシブ教育システムの方だと障害の状態での学びの場を選ぶという形があると思うので、その違いで去年は混乱したので、どういう風に枚方市は目的として持っていくのかということ、この審議会でも、どっちというわけではないと思うのですが、方向性はという風に持っていくかということを決めたいというのも、私も思っているところです。去年1年間何度もこの支援教育の説明があったと思うのですが、文科省通知が出てから説明会とか市議会でもたくさんあったと思いますが、その中で教育委員会からの答えとして、「ともに学び、ともに育つという理念はそのままです」とか、「理念は変えない」ということが本当に何度も何度も言われてきていて、先ほどの9月の資料でも読み上げさせていただいたんですけど、その他にも市議会の答弁で、去年の6月、9月、12月、今年も3月も、理念はそのままということをやっと言われていました。今年6月の市議会の答弁でも教育長が言われてたんですが、6月に仰っていたのは、「これまで本市が大切にしてきましたともに学び、そのともに育つという理念はそのままに、障害のある児童生徒の自立と社会参加を見据え、1人1人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供するため、枚方市支援教育充実審議会におきまして、今後の枚方市の支援教育の在り方や質の向上方策について議論いただくこととしております。」ということをやっています。ただ、この審議会の諮問を見るとちょっと違って、審議会の諮問をホームページで見ると、「インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ」という形に変わっていて、すべての児童・生徒がともに育ちあうよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努めていきます。という風に理念が変わっていると私は捉えており、「インクルーシブ教育システム」と「ともに学び、ともに育つ」の意味合いというのは私たちは別だと捉えています。ともに学び、ともに育つと言うと全ての子どもが一緒に学ぶと言う考えなんですけど、「インクルーシブ教育システム」の方では障害の状態での学びの場

を選ぶということで、枚方市が今までしてきたことと比べたら別のものであり、インクルーシブ教育システムだと分離教育の方に感じてしまうというところがあります。審議会で専門家の先生と一緒に、枚方市はどういう風にやっていくかというところを進めていきたいですけど、去年もずっと、ともに学び、ともに育つという理念を変えませんという風に仰られていたので、私は変えてほしくないと思っています。全ての子どもがという意味で審議会の議論をしていただけたらなという思いです。

(会長) ありがとうございます。全ての子どもと一緒に育っていくんだというような、理念というように、ともに学び、ともに育つということを理解していきたい。それが、事務局からも説明にあったように、枚方市が原学級保障を実現する取り組みというのが、歴史的にも非常に早くから行われてきていて、枚方市の支援教育の特徴という風にも考えることが出来る。そういったことを捉えていくと、やはり全ての子どもと一緒に育っていくことをどう考えていくのかというような、ある程度そういった方向性を委員の皆様にも思っていただくというようなことが大切かなという風に思います。ただ、インクルーシブ教育システムでは、多様な学びの場を準備するというのは、日本型のインクルーシブ教育システムという風なことにはなっている。通常の学級に在籍している通級指導教室があって、特別支援学級があって、特別支援学校があるというような、その連続性の中でそれぞれの学びの場を見ていくということはあると思いますが、その理念を含めて考えていくという風なことであれば、やはり、みんなと一緒に生活していくために、特に小学校や中学校の教育の現場では、どう考えていきたいといった理念として捉えていく必要があるのではないかとこのように、今お話を聞きながら思いました。この辺については、委員の皆様にも少しご意見で伺いながら進めていきたいと思っています。

(奥出) 今のともに学び、ともに育つという概念に関しましても、小出委員のご意見とやはり違う。私はインクルーシブでともに学び、ともに育つというのは、十分、こうあり得るといえるのか、例えば目の見えない方に同じ条件で、ともに一緒に学ぶためには、そこに文字を読んでくれる人がいたり、あるいは点字を利用することによって、ともに学ぶ事ができる。でも、それは、その子に必要な支援をする必要があるわけなので、ともに学び、ともに育つが、常にみんなと同じ条件で同じ事をするという意味には私は捉えていない。むしろ、障害に応じた対応をすることによって、同じ条件で色々な情報を得ることができる場合があるということで、ケースバイケースかなと私は思っているので、その言葉ですらすごく理解が、それぞれの思いで違ってくるので、このともに学び、ともに育つの基本方策の4の真ん中のところにある、障害のある子どもと障害のない子どもが、という言葉でこの言葉を色々なところで使っていくことによって、何か誤解であったり、正しくその支援であったり、ともに学ぶという言葉が誤解されたり違う意味として捉えられていくことが、私は一番心配されるということなんです。だから、どういうことが言いたいのかという事をちょっと詳しく説明したり補充したり、言葉を変えたり。例えば支援学級を利用している子どもと支援学級を利用していない子どもが交流できるとか、支援学校に行っている子どもと地域の学校に行っている子どもが交流するとかいう文言であればより具体的なんです。障害のあるないという言葉じゃなくて。だから、そういう場合はそういう言葉を使うとか、ちょっとこの障害のある子どもの、障害のない子どもというのは現時点でないけれども、もしかしたら後から色々な問題が出てくる場合もあって、それはもうみんな誰にでも可能性があることなので、現時点であるかどうかという言葉をもし使う必要があるのであれば、先ほど武田委員が言われたような補足ですね。こういう意味として枚方市は使っていますよという補足があれば、だいぶ誤解がなくなるかなという風には思

います。

(小出委員)枚方の「ともに学び、ともに育つ」で、他市や他府県と違うところがあって、障害のある子どもだとしても、通常の学級の何年何組の一員として扱っているっていうことで、私の子どもでしたら〇年〇組〇番という風に、支援学級の子が通常の学級に交流しに来ているというわけではなくて、通常の学級にいる子として枚方市ではいる。でも、その通常の学級で出来ない内容もあると思うんです。その時はどうするかという量を調整している。私の子どもは重度の障害があって、自閉症と知的障害ですけど、みんなと同じように全部をすることはもちろん出来ない。この間の運動会で言えば、練習全部に参加するのは負担が大きいので、みんながある程度出来るようになってから、自分の場所に入っていて、みんなを手本として見ながらやるという感じで、練習の量を調整してくれました。みんなは10回やるけど、うちの子は3回だけ最後にやるという感じで調整して、みんなと一緒にするという感じ。前日のリハーサルを見に行かせていただいたんですけど、楽しそうに、自分のペースで出来ていた。でも、支援学級と通常の学級が分かれている地域だと、そうやってみんなのお手本を見て、この達成するみたいな感覚はちょっと少なくなってしまうのかなというのも思っていて、交流しに来るという感じではなくて、まず、クラスの一員であって、そこで個別の支援が必要なら、支援学級に行くというのが、枚方市のイメージだとは思っています。

(奥出委員)内容的には、私達も言ってますけれども、同じだなと思います。ただ、ダブルカウントしてくれるので、すごく枚方市は進んでいるなというのは前から思っていました。ただ、他でも別に隔離しているわけではないので、今のお話のような状態は他市でも色々取り組んでいるところであろうかなと、よく見る光景ではあるかなと思います。まあ、ここで他市と比べても仕方がないし関係ないと思うんですけども、そういうことを私は言いたくないのではなくて、共通概念にしていきたいというそこですね。ともに学び、ともに育つという、その言葉でもしっかり共通の理解として、補充の言葉がいるのではないかということ。現状としては、他の学校も同じような、そんなに隔離されて、全然違って、運動会の練習も、全然違うというような事はまずないので、1番大きく違うのはダブルカウントの有無だと思います。

(井村委員)私も保護者の立場なので、例えばたまに支援学級に行くというようなところだったとしても大阪市内、大阪府内でも、まず、登校したらランドセルを支援学級において自分の教室に行くというようなところも聞きます。そういう状況が「一員」かということ、私たちの中ではずいぶん違う。そこはみなさん共通理解してもらいたい。

(奥出委員)他市のことを私は言ってるんじゃないで、今、枚方市はそういう風にされていて、ダブルカウントというのも全然他市とは違う。ただ、ダブルカウントがなかったとしても、登校して支援学級に鞆を置いてくるところも、聞いたことはありますけれども、私は実際に出会ったことはないんです。ですので、そういうところもあるし、そうじゃないところももちろんあるので、ただ、その話とはちょっと別にして、ともに学び、ともに育つね、ちょっと前提に置きたいんですよ。今は、どこの文言を共通理解にしましょうという、提案についての話なので、ご自身の思いはまた別でね、1回置いてお話される方が、一般例とかじゃない方がきっといいと思うので。この共通理解で、障害のある、ないという言葉が無意識に使うのではなくて、皆の共通理解として使っていきたいですということを提案しました。

(井村委員)それに対する意見を言いたいですけど。

(会長)整理します。今まで出されたイメージは、ともに学びともに育つというようなこ

との理念を掲げているんだけど、障害のあるなしということで、分けているということについて、それについてどういう意味でそのような言葉を使っているのかという風なことについて共通理解を図っていきたい。あるいは別の言葉に変えた方が良いのではないかっていうようなご意見をいただいております。ただ、別の言葉に変えるのかは、ここではちょっと判断しきれないところもありますので、それはちょっと、預からせていただいて、検討して、また、ご提案するという風な機会を作らせていただくということの方がよろしいのかなという風に思います。

それから、今、ダブルカウントのお話の方にも入っていきましましたので、ダブルカウントというところが、心情的な側面では、やっぱり、クラスがあって、そのクラスの一人なんですという風な意識を持つという風なことも、大切なのではないかというようにご意見もいただいております。ダブルカウントということと、あと、交流および共同学習というのも進めていこうという風なことが言われていて、ダブルカウントと交流および共同学習の違いということになると、それは、教員定数であるとかに関わってくるというようにところもあるので、今、35人学級が進められているという風なお話がありましたけれども、子どもたちを35人学級の中に位置付けつつ、特別支援学級というのは8人の定員なんですけど、その両方でこうカウントしているというのがダブルカウントということになるわけです。通常は、特別支援学級に在籍しているお子さんは通常の学級ではカウントしないので、例えば、35人いて、もう1人増えれば2学級になるんですけど、1人特別支援学級にいるんですけど、その子もカウントすれば36人になるので2クラスになる。でも、特別支援学級にいるので、難しいねというのが他の地域だったりする。ですので、予算の問題とも関わってくるわけなんですけど、ただ、少人数での指導ということについて、ずっと、枚方は進めてきているということで、そのダブルカウントを行うことというのが、少人数での学習という風なことに繋がっていくことにもなっているわけなんですけど、他の町でも少人数の学習を行っているところがあると思いますが、その辺について事務局は把握してらっしゃいますか。

(事務局) はい。事務局の方としては、2つの近隣都市として、高槻市と交野市の情報については市HPの情報があります。

高槻市におきましては、市立の中学校における35人学級編制の実現というところで、ホームページの方で、令和4年度より段階的に、全学級においての35人学級編制をという風に、書かれています。ダブルカウントについては確認が取れておりません。交野市におきましては、令和6年度より段階的に1年生から30人学級を実現していくという風に市HPで紹介されています。令和7年度になると1、2年生、令和8年度になると1、2、3年生という風に、30人学級を実現という風になるとなっておりますが、ダブルカウントについては挙げられているものはございません。

(会長) いわゆる枚方市の独自といいますか、特徴的な取り組みとしてこのダブルカウントというのがあるというように私は理解していますが、内田委員は教育現場として、その辺のところはどんな受け止め方をしてらっしゃいますか。ダブルカウントということです。

(内田委員) 支援学級在籍児童がすごく増えている。多分、うちの学校だと、1学年平均して、7人います。それが、ダブルカウントされないとクラス数が当然減りますよね。だから、私としては、すごくありがたい制度だとは思っていて、1学級40人パンパンみたいなことも当然出てきてしまう、もしかしたら、その、6年生に至っては40人超えてしまうこともあり、ダブルカウントがなかったらそうなってしまうので、今の制度はとても学

校現場としては、ありがたいです。

(会長) 先生にとってありがたい。子どもたちにとってはどうでしょうか。特別支援学級のお子さんがダブルカウントで、在籍してるという形になるんですよね。ですので、そこでの子どもたちの意識というような感じはどうですか。

(内田委員) 多分、支援学級の子は、〇年〇組の子とっていると思います。別に支援学級の子というのは思っていないし、周りの子は、行ってるな、帰ってきたなぐらいは思っているんですけど、支援学級在籍児童数が多くなってきたことで、より特別感がなくなってきたというか。支援学級に行く子、通級指導教室に行く子、コーディネーターが個別で見てる子と、5分休みとかに移動してる子がすごく多いので、その境目というか特別感とはほんとに薄まってきたなっていうのは年々思います。保護者もそうかな。多いんですねとよく言われます。ダブルカウントについては当たり前でありすぎて、深く考えたことがなかったけど助かってはいます。教師の目が行き届くとなれば、それは子どもにとって大きなメリットだと思います。

(会長) あとは、先ほど文科省からの通知というお話も、昨年度のところでお話ありましたが、週の半分ぐらいはあの特別支援学級で過ごすというようなことだとかがあったのではないかと思うんですけども、そういったことについては現場の方ではどんな捉え方をされていますか。

(内田委員) 週あたり1時間から8時間が通級で、半分が支援級になった時に、でも通級で8時間って現実的じゃないとみんな言っているし、通級は週1時間だよねとやっぱり言うんですよね。そこにまず矛盾があって、その週8時間ちゃんと通級で見れるならそれはそれでいいと思うんですよ。それができないのに、なんで案内チラシの1時間から8時間と書いてて、私も説明するときに週1時間から8時間と書いてますけど、みんな週1時間なんですよねと言って説明してるところにまず変だなと思いながら言ってるのと、通級ではその抜いた時間の授業の補充はしませんよと。自立活動の場だから授業の補充はしませんよと通級担当の先生が説明してるんですよ。8時間抜いたとしても、授業の補充をしないんだったら絶対無理じゃないかと思っている。でも、通級指導の先生が言うことも人によって違って、10分、15分見ますよと言ってくれる先生もいて、まだそこが統一されてない。そこもなんかコーディネーターとしては、この人はやってくれる、この人はやってくれないという、でも、こっちからやってくださいということはできないので、なんかそこがいつも、うん？と思いながら若干やってるところであって、週の半分いらない子の方が支援学級に多い。どう考えても3時間も来なくて短時間必要な子もいます。今勤めてる学校では週の半分いらないねという子が多いんですよ、今のところ。その子がざっと通級に行って、週の半分以上必要な子が支援学級に残るというならストーンと落ちるんですけど、どう考えてもそうならないという。

(会長) なかなか通級指導の中での対応っていうところでのイメージがなかなかつかないところがある。

(内田委員) 今、通級に16人いても、他校の子も含まれていますが、じゃあ、1人の人が何人見るのか、何時間見るのかとか、その人によって、受け入れられる範囲が違うのも。

(会長) 通級指導教室も、基礎定数化が進んでいて、13人に1人の教員っていう方法で、ま、何年間かけてということになるんですけど、今進められている状況ではあるかなというふうには思うんですけども。

(内田委員) それを、きちんとしてほしいのと、抜けた分の授業を誰が補充するのか、図書の時間に抜くとよく聞きますけど、図書は週に1時間で、そのクラスから1人しか通級

に行かないのかということ、そんなことはないし、そのクラスの子2人をグループにするのかと言ったらそれも違うし、うまくいかないんじゃないかと思ってるんですけど。

(会長) どのような運用をしていくのかっていうことですよ。

(内田委員) それ、運用方法も通級の先生に任されてるところがおおいにあるというか、支援学級よりも、通級の先生の自由度が高い気がして、見ないとその先生が言ってしまえば見ない。みんな見るよと言ったら見る。そこに1番疑問は感じています。

(会長) 通級も、地域によって様々な取り組みがなされていて、東京都は、特別支援教室っていうので、10人に1人の教員ですかね、他の学校も回るみたいで、小学校、中学校、全ての学校で通級指導を保証するという風に。東京はお金もあるのかもしれませんが、そんなふうには、なったりするということがあります。ダブルカウントのお話もしているところなんですけども、先ほど、心情的な側面から、ダブルカウントについては。

(井村委員) 私の話したかったのは、「ともに学び、ともに育つ」ということに関して人によって理解が違うんじゃないかっていう話に関して伝えたかったのが、先程話していたインクルーシブ教育システムでもというのは、選べるよというイメージじゃないですか。若干ね。世界が言っているインクルーシブ教育というのは、障害のあるなしとかだけではなくて、さっき仰ったみたいないろんな人が当たり前と同じ教室で過ごすっていうのが世界基準なんです。でも、日本が取り入れているのは、世界のインクルーシブ教育ではなく、インクルーシブ教育システムなんです。だから学びの場を作ってあげたらいいよという、なんか優しい親切心みたいな感じで。でも実は本人たち、当事者たちはすごく反対運動を山ほどされているんですよ。保護者じゃなくて、当事者はね。この大阪のともに学び、ともに育つというのは、1番最初に大阪府が掲げたのは、世界のインクルーシブ教育そのままだったと思っています。これは私の個人の理解です。でも今はどちらかといえば、大阪府のともに学び、ともに育つという教育がインクルーシブ教育システムに近づいていると感じています。学びの場がいくつかある方がいいだろうと。大人の親切心です。でも、当事者が大人になってからの話は山ほど聞きますが、皆さんはそれを反対しているんですよ。それは、あなたのために、この子のためにという大人の上から目線で色々こうやってあげてるけれども、果たしてそれが本当にその人のためになっているのか、子どもたちのためになっているのかということの疑問から話をスタートできたらいいなと思って、意見言いたかったんです。

(会長) ありがとうございます。まあ、世界のインクルーシブ教育というのが、どこの国のインクルーシブ教育を指してるのかは、ちょっとわからないんですけども、まず、日本の全体のことより、まず、枚方をどうしていくのかっていうことを、捉えていきたいという風に思いますが、ともに学び、ともに育つというようなことがどういった事なのかという風なことで、まずはご質問をいただきまして、その上で、学校の中ではスペクトラムの中の子どもたちがいて、その子どもたちはその環境設定によってもだいぶ変わってくるというので、その子にふさわしい環境の中での学びをどう考えていくのかということ、基盤としていくということが大切なのではないかなという風に捉えています。

それから、ダブルカウントという話もね、制度、制度と、日本がこれまで行われ、日本の中の制度と枚方はちょっと違っているところがあるんだけど、その良さというものをどう活かしていくのか。これまでも、先ほどの事務局のお話の中にもあったように、原学級の保障をして、クラスの中で過ごすという時間とか、それから、入り込み指導というのがこう昔から行われてきているというようなことで、前にも小出さんのお話も、小学校にいる頃からそうだったというのが、その説明の中からも読み取れたのではないかなと

いうふうに思っております。いろんなご意見たくさんいただきまして、本当にありがとうございました。

私がお聞きした内容からすると、やはり今までの歴史というところを踏まえながら、ともに学び、ともに育つ、いわゆるすべての子どもたちが一緒に生活できる、学べるような環境、その子1人1人にあった状況をどう考えていくのかっていうようなことが、枚方市の、支援教育としては大切にしていきたい2点である。その1つの実現として、ダブルカウントというのが行われていて、それはクラスの中で、同じ仲間だっていうような意識を子どもたちに育てていく上でも、それから保護者の立場としても、クラスの一員なんだよっていうようなことを大切にしてくれているというような喜びといったことがあったというふうに伺って、これまでの取り組みを大切にしながら、今までの経過であるとかについて、これまでの枚方市の取り組みということについて、皆さんとある程度共通理解というのができたのかなというふうに考えております。いろんなご意見いただいて、ほんとにありがとうございます。

(小出委員) あ、教育委員会の方に質問を最初にしたいと言っていたのですがよろしいですか。

(会長) 質問、ではどうぞ。

(小出委員) 先ほどの話に戻りますが、審議会の諮問でホームページのところに「インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ」となったのは、どうしてなんでしようかというのをお聞きしてもよろしいですか。

(会長) 経緯ですかね。なぜこう変わったのかという。

(小出委員) 理念はそのまま、ともに学び、ともに育つとずっと言ってきたと思うんですけど、それが今年度からそういう文章に変わって、でも、6月の市議会では、教育長はともに学び、ともに育つ理念を踏まえてという話をされてたので、そこがどうしてそういう風にその場所によって違うのかというのと、続きで質問をしてしまいますが、資料にも載っていると思いますが、枚方市教育振興基本計画で、ともに学び、ともに育つというところがあると思うんですけど、このことについても、去年の6月28日の保護者説明会で質問している保護者がいて、もう間もなく見直しがあるんですけど、その文章で、ともに学びともに育つということ、理念を変えるのかみたいな質問があって、尾川教育長に聞いてるところがあるんです。6月28日の説明会の質疑応答の2ページ目だったと思うんですけど、尾川教育長はその回答で、「教育振興基本計画におきまして、その理念を変えるものではなくて」と仰っていたんです。なので、この審議会の文章でも、理念がちょっと変わっているんじゃないかなという保護者の思いがあったので、そこから、次に変わる基本計画のものがまた変わってしまうのかなという心配で。去年はこう言ってたけど、知らない間に変わってることがあるのかなという心配もあって、なぜ変わっていったのか、変わってるのかなというのと、これは変わらないとそのまま受け取っていいのかお聞きしたいです。

(会長) 事務局、お願いします。

(齋藤次長) はい、失礼します。事務局です。まず、皆さんご存知の通り、2013年、障害者差別解消法が10年前に制定されています。その2年前には障害者基本法の改正というもので国内法が様々、整備されていて、今、障害者に対する国内法がどんどん整理されていた背景はどこにあるのかというところが、根本が、この平成18年、2006年、国連総会で採択された障害者の権利に関する条約、先ほど仰っていただいたこの条約で、インクルーシブ教育システムという文言が、初めて出てきた、国連総会で採択された障害者の権利

条約、ここに、インクルーシブエデュケーションシステムという文言が出てきています。この条約というのはもう本当に初めて、これまで条約というのは国の、国同士で決めて、作成してきているものが多かったんですけども、初めて障害者の方が一緒になって考えた条約だということで、非常に障害者の方々からも画期的な条約だと言われているものです。この国連の、障害者の権利に関する条約の 24 条というところに、教育の部分が出てくるんですけども、この国連総会で採択されたこの条約、ここに書かれてるのは、国がいろんなことを整理していきなさいよということが様々書かれている。その中で、24 条、教育の部分で踏まえ、2006 年のこの条約を踏まえ、障害者基本法であるとか障害者差別解消法が成立されていった。そこで文科省も、この国連総会での障害者の権利条約を踏まえて、障害者の権利条約に則って、平成 24 年、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」という、各都道府県等に向けた、各自治体等に向けた通知等を出しています。私どもが使ってるインクルーシブ教育システムというのも、国連総会でうたわれてるインクルーシブ教育システムという文言と全く同じ意味合いで使用しております。ここで紹介されてるインクルーシブ教育システムという表現を、障害者の権利条約 24 条のインクルーシブ教育システムっていうのが、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のあるものと障害のないものがともに学ぶ仕組みであり…」と書かれています。こういったところを根本に、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、この理念と、「ともに学びともに育つ」の理念というのは、教育委員会事務局として、大きく異なるものではないという捉えです。先ほど、分離教育というようなお話があったんですが、決して、そういった捉えではなく、障害のあるお子さんともに学びともに育つという言葉も繋がっていくんですけども、捉え方が違うのではないかということなんですけど、教育委員会事務局としての捉えというのは、国連総会で採択されてる文言から考えて、文言から大きく異なるものではない、教育振興基本計画のお話もありましたが、そこも、理念が変わるのかというところで、教育長がお話している通り、理念が変わるものではないと、ともに学びともに育つというところの理念は引き続き大切にしていきながら、どういったことができるかというところに繋がっていくという風に、捉えております。以上です。

(会長) よろしいですか。

(小出委員) 資料の、教育子育て委員協議会とかで、言われてた参考資料 6 なんですけど、このページでは、インクルーシブ教育システムという説明が出てくると思うんですけど、去年、ここで初めてこの資料を見たんですけど、システムのイメージ図がシーソーの形になっていて、その次のページには枚方市の現状と課題というので、傾いたシーソーが出てくると思うんですけど、ともに学びともに育つという理念でずっとやってきた枚方市って、こういう傾いたシーソーの方なのかなと思っていて、だから違うんじゃないかなという風に言われてるんですけど。

(齋藤次長) はい。よろしいですか。今このシーソーの図を見ていただくと、大きく文言でいきますと、「可能な限り同じ場でともに学ぶ」という点が一つ、もう 1 点は、「一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導」、大きくこの 2 点の捉えができるのではないかとこのところ書かせていただいているものです。枚方市の支援教育というところで、この、可能な限り同じ場でともに学ぶというところは推進してきていた部分もあるんですけど、ある意味、課題として、この一人一人の教育的ニーズに対して、本当に的確に応えることができていたか、例えばの例なんですけど、支援学級在籍のお子さんが、通常の学級に



おいて、ともに学んでいる時間があるけれども、その時間、その教室に、取り残されてる状況はなかったのかどうか。ともに学ぶというところに、力点を置きすぎて、本当に支援が必要なお子さんが、通常の学級と一緒に学んでいるけれども、その学習に本当についていけていたのか。その子が、本当につけなければいけない、自立活動であるとか、その子のつけていかなければいけないところを、本当にしっかり支援できていたのかというところでの説明となっているところです。

(小出委員) インクルーシブ教育システムの構築と書いてるところで、三角あると思うんですけど、枚方市、現状傾いてますよという図で、文科省のシステムはこういうのが理想ですよというので、やっぱり別物という風に私は思っています。それで、いじめとかの問題などと一緒で、発掘できてるか。うまくいっている子も中にはいるじゃないですか。そのうまくいっている子の例は省いて、今のお話の例を多分挙げられてるかなという風に感じていて、そのできてないところはもちろんあるとは思いますが、できてるところも同時に喋らないといけないと思っていて。私も全員がそんなうまくいっているとは思ってはないですけど、今までのやり方でうまくいっている教育もあったと思うので、そこにも今後目を向けていただけたらなとは思っています。やっぱり結論的には、まだその、違いとしては同じ捉えではないなという風に思っているので、また、お話できたらなと思います。

(会長) はい、ありがとうございます。

(井村委員) 国が言っているインクルーシブ教育と、枚方市の方が言ってるインクルーシブ教育が、私はまず違うかなと思っています。国連が言っていると仰いますけど、国連が言っているのは英語で、翻訳してるのは日本人なので、伝わってるのとは違いますので、そこだけちょっと、まだ英語わからないんで、確認できてないので、ちょっとおさえときます。

(会長) はい。ちなみに日本型インクルーシブ教育システムっていう言い方を、結構しているところがあるので、国連が行っているインクルーシブ教育システムとは、まあ日本型っていう風な捉え方で、ちょっと違ってるところはね、確かにある。これまでの日本の伝統であるとか、進め方であるとかということから来てるかなという風に思います。

(齋藤次長) すいません。先ほどの補足の部分であるこのシーソーの次のところですね。資料の次のページに、現状と課題というところで、その課題というのは述べさせてもらっているところなんです。そのうちの4番で行くと、「交流及び共同学習」による通常の学級での学習において、「交流」というところに重点が置かれ、共同学習というところが本当に通常の学級で出来ているのか、というような点であるとか、5番目が、「一人ひとりの障害の状況を的確に把握した上での課題に応じた支援」というところで、その次が、6番、7番となっているんですが、例えば、10番目になると、通級指導教室が、令和4年度時点では設置がなく、適切な学びの場が、通級に行きたくても、自校になれば選択が困難というようなこの1番から、10番に書かせていただいているようなことが、若干課題があるという風に捉えているということです。

(会長) はい、ありがとうございます。課題は課題として捉えていただくということと、それから、先ほど申し上げましたように、1人1人に合わせて1人1人のことを考えながら進めていくというようなことというのが、大切ではないかという風なところでございます。たくさんのご意見、ありがとうございます。

案件2に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

案件2ですけれども、支援学級在籍まで、及びアセスメントの流れですね。就学相談のあり方、学級編制と途中入級の状況ということでございます。先ほどの議論の中でも取り上

げられましたが、この入級に際して子どもたちがどういった経緯を経て、支援学級に在籍することになっていたのか、またどういったアセスメントが行われていたのか。障害のある方という風なことの、自立を考えるとということでございますけれども、重要な議題になるのではないかとことです。まずは、枚方市の現状把握のために、資料2ですかね、枚方市の就学相談に基づいて、入学時のアセスメントについて、事務局からご説明をいただくということになっております。お願いいたします。

(事務局) 失礼します。資料2をご覧ください。当市の就学相談について説明させていただきます。枚方市として、就学を前にした年長の保護者を対象に就学相談を実施しています。最初に、6月から8月の期間に、各園所から、保護者の希望やお子さんの様子について、園ごとに指導主事が園所訪問に伺います。園所訪問では、お子さんの活動様子を見せていただき、園所と情報共有しながら説明としています。次に、7月から10月の期間に、指導主事が各園所において、保護者と就学相談を実施しています。ここでは、枚方市の小中学校の通常の学級、通級指導教室、支援学級、そういった学びの場の説明と、個別の教育支援計画、個別の指導計画の説明を。就学相談後には、お子さんの様子に園所からの情報、アセスメントの内容で、保護者との就学相談の内容を、小学校と情報共有しています。次に、就学相談後に保護者から、就学先の小学校に連絡をし、学校見学と相談に行ってください。保護者だけでなく、お子さんも一緒に見学・相談に行ってくださいように伝えてあります。学校でも、見学・相談時に保護者の希望やお子さんの様子をお聞きし、アセスメントしています。また、通級指導教室や支援学級の説明だけでなく、学校全体や通常の学級における基礎的環境整備、合理的配慮についての合意形成を図っています。最後に、11月中旬に就学先の学校や学級について最終の希望を委員会へ連絡していただき、委員会による就学先の決定を行っております。以上です。

(会長) ありがとうございます。資料について、ご質問等がございましたら、お願いいたします。就学までの流れということですが、保護者の方にとっては、それこそ、いろんなところの学びの場をどうしたらいいのかなという風なことであったりとか、いろんなことを悩んだり、考えたりするといったような時ではないかなという風に思うんですけれども、

(奥出委員) いいですか。この保護者が相談をしたいという場合に、相談を受けてるのか、全ての加配とかが必要かなとか障害があるというのが、情報が届いてる保護者に対して、連絡を取って説明されているのかどちらになりますか。

(会長) 事務局の方、希望なのか、それとも、こちら側から相談しましょう、しますかといったような働きかけをしているのかというようなことだったかと思いますが、今ご説明いただいた就学相談について。一般的には、希望になるかと思うんですね。個人情報の問題がありますので、勝手にそういうことを行うことはできないと思いますが。

(齋藤次長) まさに、会長が仰っていただいたように、そういった可能性がある皆さんに、まずはこちらの案内をお渡しさせていただいて、保護者の方が、事務局と相談したいというご意向がありましたら、相談させていただくというような流れとなっております。

(会長) ですので、保育園、幼稚園とか子ども園とかに通われていて、そこで、療育を受けてたりとかというようなお子さんなどについても、どうされますかというようなことが、所属されている園とかからのお話があって、じゃあ、就学相談受けますというようなご意向を伺って、希望が上がってくるというような手続きになってるのではないかなという風に思います。他に、ご質問とかございますでしょうか。

(内田委員) 最初、今年度に関して言えば、最初に教育委員会から5人の名前が上がって

きたんですね。5人かと思って見てたら、相談シートの多分コピーしていただいたものが学校に順々に届いたんですけど、結局11人の情報が届いたので、5人じゃなくて11人になってるという把握だったのと、あと、その最初の5人が、知的の課題ではないというお話だったんですが、今日園訪問に行ったら、発達の検査では、今5歳だけれども、3歳前後という結果ですという風に聞いて。様子見てても、友達とのトラブルはありません。こう、全般的にゆっくりですと言っていて、私の捉え方では、クラスを分けるとしたら、知的なんじゃないかなって思って。どういう風に学級種別をこう言ってくれたのかとか。もう1個疑問なのが、私も説明動画も見たんだけど、保護者に伝わる動画なのかなって思ったのがあって、なんでかと言ったら、支援学級に入りつつ、通級を利用しようかなと思ってる保護者もいたんですよ。でも併用は無理なんですよと学校で説明して、あ、そうなんですかと言っていたので、スタートのところで、伝わってないなというのがあった。あと、入学当初の、1番最初の生活が色々心配なんですと。だから、通級希望しますと言いますが、通級の指導スタートは5月なんですということも伝わってないというか、まあ、こちらが言えればいいんだけど、保護者が思っている心配とか迷いとか、迷わなくてもいいところで迷っている人もいるんじゃないかなって思って。11月までずっと勘違いしたままいたのかなという人もいて、まだ、その、保護者との面談途中ですけど、あれ？っていうことが、時々あったので、その辺も気にはなっていました。あと、私が話をお聞きしに園にも行くし、保護者からも聞き取りするけど、この流れを見たら、もしかして、同じことを何回も話させてしまっていないかというのも思って、もうわかっている部分、聞き取った部分は学校にそのまま伝えてもらったら、園訪問に行ったり保護者面談した時も、その短時間で済むんじゃないかなって思って、こんなに順を追ってるとあんまりちょっとわかってなかったの、これ見て、園にも行って、話も聞き取ってて、相手に余計な手間をかけさせてたんじゃないかなってというのは、今ちょっと思っております。以上です。

(会長) 特別支援学級の種類であるとか。それから、特別支援学級と通級指導教室の違いであるとかところが保護者の方によく伝わってなくて、理解をされていないということがあるのではないかというケースが。届けられた書類を見るとありますが、どうなるのでしょうかというような、その辺の理解啓発というのはどのように進められているのかってというようなことかという風に思いますけれども。

(小出委員) 私も今、子どもが3年生で、3年前に就学相談とか学校見学とか行かせていただいたんで、ちょっとそれをお話するんですけど、デイサービスの方とかだと、この教育委員会の方とかの面談よりもっと前に、学校を見に行つていってと言われることが多くて、そこがあるから、話がまだ伝わってないとかが生じるのでは。人によって、面談後に行く人もいれば、早めに1学期の間に見に行ったりする人もいますし。なんというか、支援学校も選択肢に入ってる子が、支援学校に行くか支援学級に行くかっていうところで、悩んでる人もいますので。時代というか、軽度知的障害でも支援学校に行った方がいいんじゃないかって思う人もいますので、そのギリギリまでそれで悩んでるっていう状況もきっと今はあると思います。

(会長) ありがとうございます。あの、今、教育支援委員会という風な呼び方をしているところもあるかと思うんですけども、最終的な、この子はどこに入るのが適当なのかなというような判断をするというのは、どなたが、最初は保護者なんですけど、でも、ここが良いのではないかなってというようにいゆるお答えを差し上げるというのが、相談の教育支援委員会も、私も行っているところがあるんですけど、役割かなという風に思っているんですけど、そういう専門的な立場の方であるとか、医師であるとか、そういった方たちのご

意見も踏まえながら、ある程度、保護者の方にお伝えをするっていう風な手順というのは含まれているんですかね。

(倉田課長)

就学の先の決め方は、保護者のご意見を最大限に尊重しながら、教育委員会が決めるということさせてもらっています。本市で、就学相談を受ける子どもの数が、大体 300 人程度毎年いますので、就学支援委員会の方で 300 人全員のケースを、検討することはできていませんので、障害種別の代表的な、数ケースを相談させてもらってるという形になっています。

(会長) 自治体によってだいぶ異なることがあって、例えば、今お話にあった自閉症情緒障害学級というような学級への在籍であるということに関しては、例えば京都なんかですと知的な遅れがないと入れないというような判断されることが多い。滋賀県に行きますと、知的な遅れがなくて自閉症の診断を受けているというようなことが条件となっていたりします。この自閉症情緒障害学級、枚方市は結構アバウトといいますか、様々な子が入っているというような現状かと思うんです。ですから、自閉症情緒障害の情緒の方は、主にこう選択制緘黙であるとかといったような子どもたちなど書いてありますけど、その、幅広い捉えという形になるのかどうか。逆に言うと、入級する際にどのような子どもたちがといったようなことを明確にしていくといったようなことというのがある程度大切なような気もするのでございますけれど、どうでしょうね。

(井村) まず、これだけ見ちゃうと、支援学級か通級指導教室かを選ばなくちゃいけないになってると思うんです。でも、さっきの国連の話に戻るんですけども、国連の方から今、勧告受けてますよね。皆さんご存知ですね、教育委員会の方で。なので、分離教育が、そもそも差別だと言われてます。だからといって、全員を通常の学級にと入れちゃうと、多分、先生方皆さん、枚方市だって困ると思うんです。保護者も多分、支援学級じゃなくて通常の学級に在籍 100%になるのはそんなに望んでないと思うんですけども。でも、そっちの方向にもちょっと動かないといけないのが国連の勧告やと思うので、それを 2 つから選択じゃなくて、他にちょっと最初から、通常の学級にまず入ってから考えるとか、そういうこととかの部分からこの審議会で私は考えたいのですが、どうでしょうか。

(小出委員) そのことに対してではちょっと言えないんですけど、そのどっちか選ぶっていう、さっきのあいまいになっているということで、人によったら私の子どもなんかだったら、自閉症と知的障害、2 つ診断が下りていて、私の子どもは、知的障害の方が多分重いんです。自閉症ではあるけど、知的障害の割にはそんなに重くないこともあるので、その子によって、程度が違ってたりすると思うので、併発していく物もあると思うので、そこを、柔軟にというか、そんなにきっちり分けるって感じではなく、やりきっているのかなという印象ではあります。

(会長) そうですね、知的な遅れのある子と知的な遅れのない子っていうのも学びの違いというのがあって、知的な遅れのある子どもたちは、いわゆるこう教科等を合わせた指導っていうのは、生活単元学習であるとか作業学習であるとか日常生活の指導というのは、知的な遅れのある子しかできなくて、自閉症、情緒障害の知的な遅れのない子どもたちは、準じた指導といって通常の学級と同じ学習をするという風な形になっているはずなんです。ですので、その辺の分け方ということというのは、微妙なところでもあるんですけども、どんな学びを作っていくのか、体験を中心にするのか、それとも教科の学習とかを中心にするのかという風なことでの、違いというところがあると、今の学習指導の中ではね。

(小出委員) すいません、先ほど京都の話が出たので、私も京都の話で話したいことがあるんですけど。友達が京都で、子どもが支援学級に在籍しているんですけど、話を聞いていたら、重度の子はもう完全に支援学校に行きなさいと言われるんです。私の子どもも重度なんですけど、今地域の小学校に通わせていただいて、支援学級に一応所属はしてるんですけど、他の他府県だと、教育委員会に決定権があるので私の子どもは必ず支援学校なんですけど、同じ知的障害が重いからといって、その支援学校より、私が地域を選んだのは、周りのお手本を見て真似する力がすごくついてる子だったので、今もみんなの真似をして、すごく出来ててくれてるんですけど、その部分を、多分見学というか、教育委員会の方がちょっと見に来られた時に、そこまで見るのは難しかったりとかすると思うんですけど、診断の重さで他府県では支援学校に行かされるといふところを言いたかったです。

(奥出委員) でも、厳密にはどこも決定権は保護者です。教育委員会に決定権はない。ただ、そういうアドバイスをもらうから、いろんな見方を取り入れて決定することもあるし、なんか行かされるという表現をする人もいますけど、最終の決定権は保護者です。

(井村委員) 誘導されることもあるということです。

(奥出委員) 誘導かどうかはわかりませんが、先ほどの言っていた、決定権が教育委員会にあるから行かされるというのは、ちょっと違うかなと思います。なんか、それは真実ではない。

(小出委員) 学校からも重度の子は断られることがあるそうです。

(奥出委員) 本当に断られても、でも、厳密にそれは真実ではないので、そういった捉えをすると違ってくる。

(会長) 入学された後も、フレキシブルな対応をしていきたいと思いますというような、あそこに移ることも。僕の知っているケースですと、知的障害特別支援学級に在籍していたお子さんが、僕は高校に行きたいからと言って、一生懸命お勉強頑張って、それで、通常の学級に戻った、中学校2年生から戻ったという子もいたりします。ですので、本人の希望であるとか、保護者さんの希望で変化していくというのが、今の現状だという風に私は捉えています。

(井村委員) なかなか現実には。

(奥出委員) だけど、適正就学指導委員会っていうような、あなたはこちらへ行った方がお子さんが伸びますよという提案をする市町村もちろんありますけど、それでも、最終決定は親御さんというのを認識されてるんで。

(井村委員) 明記されてるのと、個別の学校長の対応が違ってて、そこがネックなのでここで話している。

(奥出委員) それは、どこも同じだとは思いますが、学校に行かされるとか、教育委員会の決定権があるというのは違うと思います。なので、覆すことは絶対できるし、学校が断ることはきっとできないと思います。地域の小学校。そういう裁判もいっぱいありますね。地域の小学校は断ることはできない。

(井村委員) 裁判しないと、行けないことも多い。

(奥出委員) でも、そういうことです。はい。だから、そこは真実ではないかなと。ただ、私はね、現状、情緒のクラスに、結構、ADHDとかクラスには、知的な遅れは厳密に言うのではない。でも、クラスにいないから、学習の遅れが生じている。そして、クラスの中に5分程度しかいられないとか、いたとしても妨害してしまうとかで、そういう子達のために、個別に対応するのに情緒障害学級を利用するケースは結構色々な市町村でもあるんです

ね。枚方で私が行かせてもらってる学校でも、実際にそういう受け皿になって、先生方に付いていただいて、落ち着いて学習が伸びてる子ももちろんいますし、そういう利用のメンバーによって、例えばその落ち着きのない子とか突拍子もない脈絡のない行動をする子が情緒の方にいると、例えば自閉タイプのお子さんは、なんかいつもと違うことがあるとすごくしんどいから。ただ、現状、同じクラスに入ることになっちゃうとしんどくなったりするので、これは、他の場合ですけれども、厳密には、例えば自閉のお子さんが、情緒なんだけれども、メンバー的にその、ADHDの子がいっぱいいて大変だから、実際の授業は知的な方で受けた方がゆっくり受けれるからという、運用と違うケースもあったりもするので、そこはちょっと柔軟に考えたり、本当はADHD系の例えば情緒面、ほんとに心理面に心の傷があったり、家庭の問題があったり、ストレスがあったりっていうのも含めて、じっとしてられない子たちとか、攻撃性があったり、衝動のコントロールが難しい子たちの居場所というのが、情緒障害者学級でいいのかなっていうのは、私はね、ほんとに考えて、日本全国どっか考えていただきたいなとは思っています。

(会長) ありがとうございます。就学というようなことについての、ご意見等いただきましたけど、他の地域でもあるので…。

(倉田課長) 内田委員からの質問に全部お答えできてないかなと思うんですけど。この場がよいか後ほどの方がよいかどちらにさせていただきますでしょう。

(会長) あ、そうですか。この場、今ここで。

(倉田課長) それでは、お答えします。最初に学校に、お伝えした人数と最終的な人数が異なるというところは、就学相談の希望の時期が6月からになりますので、後で、やっぱり自分の家庭も就学までに相談したいですというところがあるので、増えてくるというのはよくあることです。それで、最初の5人は、情緒の課題があるという風に聞いていたけど、知的の傾向もあったということなんですけども、この6月から8月の間に、我々教育委員会の方で希望のあった場合、園に行かせていただいて、園の先生方から、その子のお話を聞かせてもらうと同時に、指導主事の方がその子実際の様子を見させてもらって、アセスメントをさせてもらうというところになります。ですので、その聞いた内容と、我々が、1時間程度なんですけど、見た内容ですので、学校の方が行かれた時に、やはり見立が違うというような場合も、そういうケースはあるかなと思っています。また、実際、就学されてからあの子どもと実際かかわっていく中で、我々の見立てと、障害種別が違うというような場合もございますので、そういう時は、相談に乗らせてもらってるという感じでございます。保護者にとって、動画がわかりやすいかということなんですけども、資料見ていただいたら担当者と保護者の方が面談するのが、6月から、10月というところで、実は、この、iPadが導入される前は、この動画の説明は、この、6月から、10月にさせてもらってたんです。ただ、それが、このiPadも支給されて、ICTも発達してきてるので、動画の事前配付は簡単になったので、まずは、動画で、保護者の方に見てもらってるという形です。その後、6月から10月の、個別の面談の時に改めて担当者の方から丁寧に説明をさせてもらっているというところなんです。この説明が先になるのか、小学校の見学が先になるのかというのは、保護者によって違うところがあるので、もしかしたら、情報の齟齬が出るのかなというところで、また、この伝え方は、事務局としても工夫、改善の必要があるかなという風に思います。あとは、通級のスタートが5月であるということで、学校で、そう決められてるというところかなと思いますが、支援が必要な子に対しては、教育委員会として、5月から、通級の指導スタートしてくださいとは言ってません。支援が必要な方に関しては、4月から、しっかり支援をしていただきたいという風に考えてい

ます。また、保護者の方が、同じことを何回も聞いて、言ってるのではないかなというところではあるんですけども、我々の方も、園所訪問ですとか、保護者と面談した結果っていうのは、管理職を通じて学校の方には、お伝えさせてもらっているところです。ただ、やっぱり、人から又聞きするところと保護者の方本人がやっぱり実際学校にこういうことは伝えたいというところはあるかなと思いますので、そこは学校の方で調整してもらおうという形になるかなと思います。以上で質問全部答えてますかね。

(内田委員) あ、4月スタートしてもいいということを通級の先生は知ってるんですか。全員が、5月スタートだからと言ってますけど、必要なら4月からという。

(倉田課長) はい。詳しく後ほど説明させていただきます。

(内田委員) よろしくをお願いします。

(会長) はい。最も繋がっていかなければいけないところで、学校現場とね、教育委員会というところですけども、やり方というのはやっぱり自治体によってかなり違うところがあるなど、私も話を伺っていて。結局、専門的な立場の方というのは入ってないっていうことだったりするわけですかね。

(倉田課長) 就学支援委員会には入っていただいています。

(会長) あ、入っているんですね。その方たちを交えて判断をしているということで。

(倉田課長) ただ、300人全員のケースは、その専門家の方々に逐一聞いているわけではないです。

(会長) あ、そうですか。私に関わってるところは、4日間にわたって専門家が判断をしているという自治体はあります。地域でどのような、就学相談であるとかを行っているのかっていうことについても、少しお調べいただいて、次の会とかで、こんな就学相談をされてるところがありますという風なご紹介とかをしていただきながら。やっぱりここは丁寧にしていただくことが大切なところではないかと思えますし、その後の、子どもたちの生活、保護者の方の思いに、寄り添うことになっていくのではないかという風に考えますので、お願いしたいなというふうに思っております。

(奥出委員) 付け加えて。やっぱり就学の時に300人全員、見ていないと聞いてちょっと私はびっくりしたんですけど、そこをしっかりと見て、この親御さんの思いと例えば見立てが違ったとしても、ある程度話し合いをして、親御さんの思いとかお子さんの状態をしっかりと把握しておかないと、丸投げになっちゃうと思う。相談を受ける学校の校長先生とかが、えっ、こんな状態みたいになってしまって。でも、親御さんが例えばあの相談を拒否していたら、ずっとそれが話し合いできないままとか、なっているケースもすごくよく私は出会うんですけど、初めにやっぱり教育委員会としてしっかりとそこを見て、例えばそれが親御さんの意に沿わない話し合いなのかちょっとわからないですけど、とりあえずその突破口っていうか、1回相談してという経緯をつけておいてもらう方が、お子さんにとっては、常にその子にとっていい環境ってなんだろうなっていうのを周りが考える機会を作ってもらえると思うんですね。

(倉田課長) すいません、あの300件全員を専門家の方に見ていただけていないというだけで。我々教育委員会は、すべての保護者の方と相談はさせてもらっています。

(奥出委員) あ、違うんですよ。だから、その専門家の意見とかも踏まえて、こういう情報もありますよというのが1回ある方が、学校に行った時に、学校の先生方と、保護者と話するときの資料として、そこは必要ではないかということ。やっぱり専門家の意見は、意見としては別に、そうしなさいということではなくて、それを学校側も聞いておく方が、お子さんへの対応という意味で幅が広がるのではないかなと思います。意見です。すいま

せん。

(会長) はい、他のところではどのような取り組みをしてるのかという風なことも踏まえながら、また、できたら、次回の議題として、取り上げていただいてという風に考えております。ちょっと予定の時間は過ぎてしましまして、今回は、昨年度、それから、これまでの、経緯ですかね、枚方市の歴史を踏まえながら、支援教育についてのこれから、それから、現状について議論をさせていただきました。次のテーマという風なことも、見えてきたかと思しますので、様々な専門家の方々に、あまりご意見伺えなくて、すみません。私の司会の不手際だと思っておりますけれども、やっぱ、いろんな立場からの視点で、ご意見伺いながら、今、こう、進めていきたいというふうに考えております。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、少し予定の時間は伸びてしまいましたが、以上を持ちまして、第3回、枚方市支援教育充実審議会を終わらせていただきます。

長時間にわたる、それからたくさんのご意見、ご審議ありがとうございました。

〈閉会〉